平成２３年（フ）第５０号
長崎県長崎市高尾町13番18号
債務者　山中　妙子
1　決定年月日時　平成23年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５１号
札幌市豊平区月寒東３条10丁目１番17号　ＥＭ東館101号
債務者　餘助めぐみ
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７０号
札幌市東区北37条東５丁目２番30号
債務者　山本ケイ子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１７号
北海道千歳市大和２丁目２番１号
債務者　田村　哉子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５７号
札幌市白石区中央２条３丁目８番８号　Ｅフラット103号
債務者　西塔　景子（旧姓原）
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４３９号
札幌市白石区北郷１条９丁目５番17号
債務者　藤田恵美子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４４４号
札幌市西区発寒11条２丁目８番13号　シェーン・パレス303号
債務者　坂本　裕二
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４７１号
札幌市中央区南13条西１丁目２番16―706号
債務者　鈴木　清也（変更前の名慎也）
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４８３号
北海道江別市萌えぎ野西３番地の12
債務者　藤田　　実
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５０６号
札幌市白石区本郷通11丁目北１番10号　ロイヤルコート本郷５号
債務者　柴田　　進
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１８号
札幌市東区北32条東16丁目３番18号　マンション果樹Ｂ―102号
債務者　下山　愛子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４３号
札幌市東区北34条東17丁目１番26―606号
債務者　横山由美子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５８４号
札幌市豊平区豊平３条13丁目１番26号　フラワーパレス102号
債務者　佐藤　玲子
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５９８号
北海道千歳市信濃３丁目３番11号
債務者　上田　美雪
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６０６号
札幌市中央区南７条西12丁目３番32号　ハイツ静１号
債務者　中村　　勝
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６２２号
札幌市東区北41条東８丁目２番30号　第３さっけんパレス101号
債務者　森内奈々恵（旧姓伊丹）
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６９号
群馬県高崎市鼻高町54番地２　深堀ハイツ202号
債務者　江俣　益美
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部